

機能強化加算に関するご案内

令和4年度診療報酬改定により、当クリニックは患者様に対して以下の対応を行っております。

ご不明な点は、当クリニック職員にお問合せ下さい。

① 患者様の他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、カルテに記載しております。

必要に応じ、担当医の指示を受けた看護師等が情報の把握も行っております。

② 必要に応じて、専門医や専門医療機関への紹介を行っております。

③ かかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じております。

④ かかりつけ医機能として、保健・福祉サービスに関する相談に応じております。

⑤ 夜間・休日の問合せへの対応を行っております。